

福岡市公報

令和 7 年 3 月 31 日 第 7132 号(別冊 26)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次

消防局

ページ

- 福岡市消防活動基本規程の一部改正（訓令甲第 9 号）…………… 1
- 福岡市建築物同意等事務取扱規程の一部改正（訓令甲第 10 号）…………… 1
- 福岡市火災予防規程の一部改正（告示第 1 号）…………… 2

消防局

福岡市消防局訓令甲第 9 号

福岡市消防活動基本規程（平成 5 年福岡市消防局訓令甲第 2 号）の一部を次のように改正し、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 3 月 31 日

福岡市消防局長 高 田 浩 輝

別表第 1 博多署の部冷泉特務警防小隊の項中「（CAFS 搭載車）」を削り、同表中

元岡救急警防小隊	救急自動車 ポンプ自動車（CAFS 搭載車）	を
元岡警防小隊	ポンプ自動車（CAFS 搭載車）	に改める。
元岡救急小隊	救急自動車	

別表第 1 備考第 5 項及び第 6 項中「元岡救急警防小隊」を「元岡警防小隊」に改める。

別表第 2 西消防署に係る部分中「— 元岡救急警防小隊」を「

元岡警防小隊
元岡救急小隊

」に改める。

福岡市消防局訓令甲第 10 号

福岡市建築物同意等事務取扱規程（平成 10 年福岡市消防局訓令甲第 7 号）の一部を次の

ように改正し、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 3 月 31 日

福岡市消防局長 高 田 浩 輝

目次中「一第 8 条」を「一第 7 条」に、「第 8 条の 2」を「第 8 条」に、「第 20 条」を「第 19 条」に改める。

第 2 条第 1 号中「建築主事又は」を「建築主事若しくは建築副主事又は」に改める。

第 3 条を削る。

第 4 条第 3 項を削り、第 2 章中同条を第 3 条とする。

第 5 条第 1 項中「又は消防署長」を削り、同条第 2 項中「及び消防署長」を削り、「令」を「消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）」に改め、同条を第 4 条とする。

第 6 条第 1 項中「又は消防署長」を削り、同条を第 5 条とする。

第 7 条第 1 項中「建築主事」の次に「若しくは建築副主事又は指定確認検査機関」を加え、「第 3 条から前条までの規定を」を「前 3 条の規定を」に、「第 3 条から前条までの規定中」を「前 3 条中」に改め、同条第 2 項中「第 4 条（第 3 項を除く。）」を「第 3 条」に改め、同条を第 6 条とする。

第 8 条中「又は消防署長」を削り、「建築主事」の次に「若しくは建築副主事」を加え、同条を第 7 条とし、第 2 章の 2 中第 8 条の 2 を第 8 条とする。

第 16 条を削り、第 5 章中第 17 条を第 16 条とし、第 18 条から第 20 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

福岡市消防局告示 1 号

福岡市火災予防規程（昭和 50 年福岡市消防局告示第 1 号）の一部を次のように改正し、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 3 月 31 日

福岡市消防局長 高 田 浩 輝

第 9 条の見出しを「（工事整備対象設備等着工届）」に改め、同条中「工事整備対象施設等着工届出書は、消防署長」を「工事整備対象設備等着工届出書は、法第 10 条第 4 項の規定に係るものは消防長に、法第 17 条第 1 項の規定に係るものは消防署長」に改める。

第 9 条の 10 中「JISA4201（建築物等の雷保護）」を「JISZ9290－3（雷保護－第三部：建築物等への物的損傷及び人命の危険）」に改める。

第 11 条第 3 項中「その 1 部に許可印（様式第 4 号）を押して」を「当該許可に係る申請書に所要事項を記載して」に改める。

第 12 条第 3 項中「その 1 部に承認印（様式第 6 号。以下同じ。）を押して」を「当該承認に係る申請書に所要事項を記載して」に改める。

第 12 条の 2 第 3 項中「その 1 部に承認印を押して」を「当該承認に係る申請書に所要事

項を記載して」に改める。

別記様式第4号を次のように改める。

様式第4号 削除

別記様式第6号を次のように改める。

様式第6号 削除

